

## 「東光スポーツ公園施設硬式・軟式テニスコート使用料」設定に伴う 旭川市都市公園条例の改正について

### 1 東光スポーツ公園硬式・軟式テニスコートの整備

#### ●竣工時期

令和4年8月末

#### ●供用開始

令和4年9月中旬

#### ●整備面数

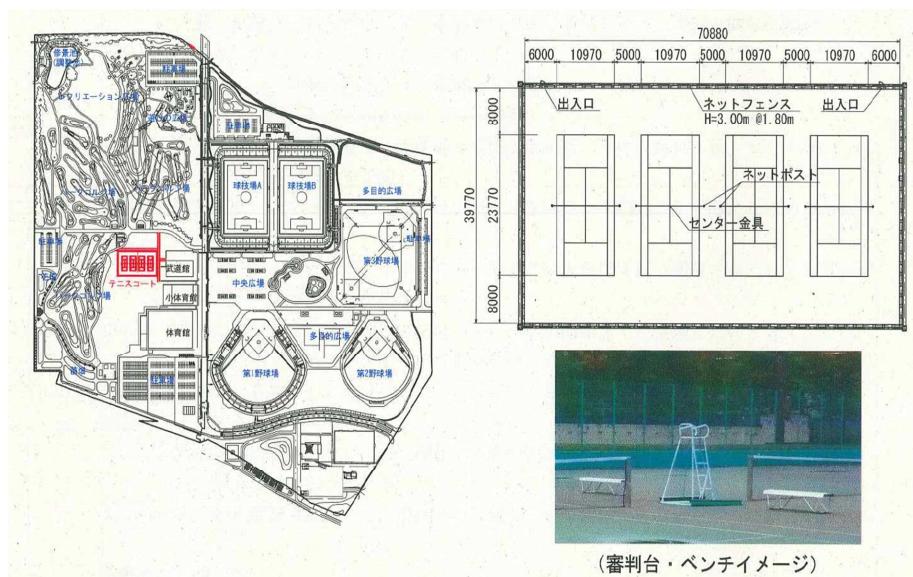
4面（硬式軟式兼用）

#### ●仕様

砂入り人工芝

防球フェンス設置

審判台・ベンチ設置



(審判台・ベンチイメージ)

### 2 使用料金の設定

#### (1) 使用料設定の考え方

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版：平成29年10月）において、新設される施設については受益負担を求めるべき施設である場合は有料化の検討を行うこととされており、東光スポーツ公園施設硬式・軟式テニスコートは、市内外におけるテニスの大会・催事会場等として専用されることも想定されることと、個人使用の形態も考慮し、既存の有料施設（花咲スポーツ公園及びカムイの杜公園）同様に有料化する必要がある。

#### (2) 設定料金及び使用時間

既存の有料施設である花咲スポーツ公園施設硬式・軟式テニスコート及びカムイの杜公園施設硬式・軟式テニスコートと同様の料金を設定することで、利用者にとってわかりやすい環境を構築する。

使用区分	料金区分	料金	使用期間	使用時間
大人	1面1時間 につき	370円	4月20日から 10月20日まで	午前6時から午後6時まで（6月1日から9月30日までにあっては午後7時まで）
高校生以下		180円		

※照明施設は無いため、夜間の使用はできないが、それ以外は花咲・カムイの杜と同様

#### (3) 旭川市都市公園条例の改正内容

●条例第12条第1項別表(5)及び第18条第4項別表(6)に改正内容を追加する。

●改正内容の施行日は令和4年9月1日とする